



おりお安心ネット通信

折尾警察署

☎ 093(691)0110



～地域との協働による犯罪・事故の起きにくい社会づくり～ 令和6年 第22号

飲酒運転 取締り強化中



自転車も飲酒運転は捕まります！！

令和6年11月1日から罰則強化
自転車の酒気帯び運転

3年以下の懲役
又は
50万円以下の罰金

11月中

取締りによる検挙

137件！！



- 自転車を運転する人にお酒を飲ませてはいけません！
- お酒を飲んだ人に自転車を貸してはいけません！
- お酒を飲んだ人が運転する自転車に同乗してはいけません！



お酒の提供、自転車の提供、自転車への同乗も罪になります

福岡県警察